監査論

会計監査人（かいけいかんさにん）

会社法上の大会社（資本金5億円以上または負債の合計額が200億円以上の株式会社）、および定款で設置が規定された株式会社に対しては、会計監査人による監査が義務づけられている。会計監査人の資格は、公認会計士又は監査法人に限定され（第337条）、その権限は会計監査に限定される（第396条）。その選任は、株主総会で議決され（第329条第1項）、任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結までである（第338条第1項）。また、解任は株主総会の決議をもっていつでも行うことができる（第339条第1項）。また、職務上の義務違反など特定の事由がある場合には、監査役（監査役会）または監査委員会は会計監査人を解任することができる（第340条）。

会計監査人の監査対象は、基本的には会社の計算関係書類（計算書類、およびその附属明細書、臨時計算書類、ならびに連結計算書類）であり、業務監査の領域には及ばない。しかしながら、取締役の職務執行に関する不正行為または法令定款に違反する重大な事実について、会計監査人がその職務を行うに際してこれらの不正行為等を発見したときは、これを監査役会に報告しなければならない（第397条第1項）。

会計監査人による監査は、昭和49年に施行された「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」によって制度化されたものであり、株式会社の大規模化、および経理の複雑化、あるいは昭和40年代に頻発した粉飾決算事件等の会計不正が頻発したことを受け、これに対処するため監査の充実・強化を図ることを目的とするものであった。その後、同法は会社法に統合され、今日では監査役（会）または監査委員会と連携することによりコーポレート・ガバナンスの一翼を担うものとしてその役割が期待されている。

監査（かんさ）

監査の一般的定義としては、アメリカ会計学会基礎的監査概念委員会報告書(A Statement of Basic Auditing Concepts：ASOBAC)によるものが広く知られている。これによれば、「監査とは、経済活動と経済事象についての主張と確立された規準との合致の程度を確かめるために、これらの主張に関する証拠を客観的に収集・評価するとともに、その結果を利害関係を有する利用者に伝達する体系的な過程である」とされる。

この定義において、まず「**経済活動と経済事象についての主張**」とは、経済活動・経済事象を説明する情報であり、財務諸表の監査においては各項目の数値の意味内容であると理解されている。したがって、監査の対象は単に計算の正確性だけにとどまらず、その主張の合理性・妥当性等まで含まれることになる。次に、「**確立された規準との合致の程度**」

とは、監査対象である主張が、それらが生成された根拠にどの程度準拠しているかを意味する。財務諸表の監査においては、財務諸表が、一般に公正妥当と認められた会計原則(GAAP)にどの程度準拠して作成されているかが確かめられることとなる。このことは、監査人による主観によって行われるのではなく、「客観的な証拠の収集と評価」によってなされる。すなわち、主張と確立された規準との合致の程度は、監査証拠の適切な収集手続と不偏的な評価基準によって確かめられるべきことを意味するものである。最後に、監査の結果は特定の方法によって「利害関係を有する利用者に伝達」されるものであり、これは監査意見を監査報告書に記載して行われる。監査とは、このような一連の「体系的な過程」として定義される。

監査意見（かんさいけん）

監査人が、監査の結果を利用者に伝達する際に使用する言明であり、財務諸表の監査においては、「経営者が作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果」を集約したものである。

財務諸表監査における監査意見の類型は、①無限定適正意見、②意見に関する除外がある監査意見、③監査範囲の制約がある監査意見に大別される。①は、除外事項（適正意見の表明を阻害する事項）が存在しない場合、または存在しても財務諸表に与える影響が軽微である場合に表明される。②は、経営者が採用した会計方針の選択およびその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、無限定適正意見を表明することができない場合に表明され、このうち(a)その影響が財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどには重要でないと判断された場合には限定付適正意見が表明され、また(b)財務諸表が全体として虚偽の表示に当たると判断された場合には不適正意見が表明される。③は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表に対する意見表明ができないほどには重要でないと判断された場合に表明される。なお、この場合において、財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった場合には、監査人は意見を表明してはならない。

監査基準（かんさきじゅん）

監査人が、監査を実施するにあたって従うべき実務指針をいう。わが国では、昭和31年に大蔵省企業会計審議会によって公表された。その前文においては、監査基準の本質的意義について次のように記述されている。「監査基準は、監査実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であつて、職業的監査人は、財務諸表の監査を行うに当り、法令によつて強制されなくとも、常にこれを遵守しなければならない。」

その後、数度の改訂を経て、現在の監

査基準は次のように構成されている。

「第一　監査の目的」では、財務諸表監査は、財務諸表の適正性について監査人が監査証拠に基づいて意見表明を行うこと、および財務諸表に対する適正意見は、財務諸表には重要な虚偽の表示がないという監査人の判断を含む旨が規定されている。

「第二　一般基準」では、監査人に求められる人的要件、すなわち監査人には①適格性、②独立性、および③正当な注意、等が求められることが規定されている。

「第三　実施基準」では、一般的な監査の実施方法としてのリスク・アプローチ、監査証拠の収集・評価に関する基準、試査、職業的懐疑心等に関する事項が規定されている。

「第四　報告基準」では、監査報告書の記載事項、除外事項と監査意見の関係、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合の記載方法、および追記情報の記載に関する事項が規定されている。

監査証拠（かんさしょうこ）

財務諸表監査における監査意見形成を行うために、監査人によって収集された資料・事実、ないし情報をいう。監査人が監査意見を形成・表明するためには、合理的な基礎を獲得する必要があり、そのためには質・量ともに備わった十分かつ適切な監査証拠が要求される。この意味で、監査証拠の第一義的意義は、監査人の自己の意見に対する確信を形成することにあるといえる。

監査証拠に相対するものとして会計証拠という概念が存在する。**会計証拠**は、経済事象の認識・測定・記録・集計という会計の一連の過程で生じる証憑等を総称するものであり、これらは監査とは独立して存在する。これに対して監査証拠は、会計証拠のうち個別の立証対象を証明するために監査人によって収集・評価されたもの、および監査人が行動を起こすことによって新たに作り出された証拠を含むものである。たとえば、監査人が特定の得意先に対する売掛金の実在性という監査要点を立証する場合に、その会社が保有する当該得意先に対する掛販売取引を示す証憑を収集し、さらに得意先に対して債権が存在する旨の確認を行う。このときの前者が会計証拠の中から監査証拠として採用されたものであり、後者が監査人が行動することによって生成された（狭義の）監査証拠である。このように、特定の監査要点の立証、またそれらの集積である財務諸表の適正性の立証には、監査証拠が不可欠であり、監査の過程で収集・評価された監査証拠は、最終的には監査意見に対する自己の確信度を支持する心証として作用する。

監査法人（かんさほうじん）

昭和41年の公認会計士法の改正によって法制化された公認会計士の組織体をいう。昭和30年代には山陽特殊製鋼による粉飾決算をはじめとする経理上の不正が頻発するようになり、それまで個人として活動していた公認会計士単独では対処が困難となった。このような事態を受け、公認会計士が組織的に対応する必要性が生じ、公認会計士法第5章の2「監査法人」が制定された。

監査法人の設立は、公認会計士5名以上

と公認会計士でない者によって可能であり、その業務は公認会計士法第2条の規定により、①監査証明業務、②マネジメント・サービス(MS)業務等の非監査証明業務、③公認会計士試験に合格した者に対する実務補習に分類される。言うまでもなく①が監査法人の主たる業務であるが、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより②と③の業務を行うことができる。

また、近年の監査環境の変化、すなわち被監査会社の大規模化、国際化、会計事象の複雑化等の影響により、監査法人の責任のあり方に関する議論、および研究が進展し、平成15年の公認会計士法改正により、従来の無限責任制に代わり指定社員制度が導入された。すなわち、監査法人は特定の監査証明業務を担当する社員を指定することができ、指定された証明（指定証明）については指定された社員（指定社員）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負い、監査法人を代表することになる。これにより、当該指定証明に関しては指定社員のみが無限責任を負うことになり、他の社員の責任は出資金の範囲に限定されることとなった。

監査役（かんさやく）

取締役の行動を監視・監督することを目的として、会社法（第326条第2項）に基づき定款の定めによって設置が認められている株式会社の機関の一つ。

わが国における監査役監査制度は、商法（明治32年改正法）にその起源をおく。制度成立当初は、その資格は株主に限定され、会計監査権と業務監査権の両方を有していたが、その後、昭和13年改正法では資格を株主に限定する規定が削除され、昭和25年改正法では業務監査権を喪失、昭和49年改正法で再び業務監査権を付与されるようになるなど、その意義、権限、社会的役割等は時代の変化とともに移り変わってきた。中でも、平成14年改正法による委員会等設置会社（現在は委員会設置会社）の導入により、それまで株式会社の常置機関の一つであった監査役が、委員会等設置会社にあっては設置してはならないこととなり、わが国の監査役制度に大きな変革をもたらした。

会社法のもとでは、コーポレート・ガバナンスの中心的役割を果たすことが期待され、株式会社の機関設計に組み込まれることとなった。監査役の選解任は株主総会の決議により（第329条、第339条）、任期は選任後4年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結のときまでである（第336条第1項）。また、監査役会を設置する場合には3人以上の監査役が必要とされ、そのうち半数以上は会社と独立した社外監査役でなければならない（第335条第3項）。監査役の職務は、取締役（会計参与を置いている場合は取締役および会計参与）の職務の執行を監査することである（第381条第1項）。権限については、いつでも取締役および支配人その他の使用人に対して営業の報告を求める権限（第381条第3項）、子会社に対して営業の報告を求める権限（第381条第3項）など、幅広く認められているが、実質的な人事権は取締役会にあること、会計監査人設置会社にあっては会計監査は会計監査人の監査結果を追認すること

が常態化していること等、改善すべき点が多く指摘されている。

公認会計士（こうにんかいけいし）

わが国では、昭和23年の公認会計士法の制定によって誕生した監査・会計に関する専門職。同法1条ではその使命を「監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与すること」であると規定している。また、その業務については、同法第2条で、①監査証明業務、②非監査証明業務に区分される。①には、金融商品取引法監査および会社法監査、学校法人監査、地方自治体監査等の法定監査、および法律等で強制されない任意監査が含まれる。また、②には、税務業務、マネジメント・サービス（MS）業務等、多様な業務が含まれる。

公認会計士の資格取得については、国家試験である公認会計士試験制度による。現行の試験制度（平成１8年度より実施）では、短答式試験と論文式試験の1段階2回の試験が実施されることとなった。また、短答式試験においては、試験免除および試験科目一部免除制度が設けられたほか、論文式試験についてはいわゆる科目合格制度が導入された。このような試験制度の変更の背景には、監査・会計を取り巻くさまざまな環境の変化が指摘されているが、主にM&Aや新興市場の発展に伴う新規上場に関する業務、金融市場の国際化・ボーダレス化、間接金融から直接金融への企業の資金調達方法のシフト等、会計士業務の膨大化が大きな要因として作用していると考えられる。資本主義経済のインフラとしての証券市場の運営、また企業活動のサポート等、公認会計士の業務、職責は拡大しつつある。

内部統制監査（ないぶとうせいかんさ）

上場企業の内部統制を経営者が評価し、その評価結果が一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠して作成されているかどうかを、公認会計士・監査法人が監査（証明）し、意見を表明する制度。金融商品取引法の規定により平成20年度より導入された。すなわち、同法第24条の4の4で、上場企業の内部統制の有効性を経営者が評価した結果を「内部統制報告書」として提出することを義務づけ、これに対して第193条の2の2の規定により「内部統制報告書」の監査結果を、内部統制監査意見として「内部統制監査報告書」によって表明する。

この制度は、2002年にアメリカで成立したサーベインズ・オクスリー法（Sarbanes-Oxley Act ： SOX法と略記される）を受けて、わが国に導入されたものであるが、SOX法では監査人が対象企業の内部統制の有効性を直接評価し、発見するという、いわゆるダイレクト・リポーティングが採用されているのに対し、わが国の内部統制報告・監査制度は、内部統制の有効性に対する経営者による自己評価（「内部統制報告書」）が監査対象となっている点で異なる。内部統制監査の対象となるのは、内部統制の4つの目的、すなわち、①業務の有効性と効率性、②財務報告の信頼性、③法令遵守、④資産の保全、のうち②財務報告信頼性

に限定されている。しかしながら、財務報告の信頼性に関わる6つの基本的要素、すなわち、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ITへの対応、の多くは定性的な評価の結果が監査対象となることから、従来の財務諸表監査とは異なる監査判断が要求されるなど、解決すべき課題が多く存在している。

レビュー（review）

会計士が関与する情報に対して、質問と分析的手続を実施した結果、当該情報の作成基準に準拠して作成されたステイトメントについての重要な修正事項はない、とする結論（これを「消極的形式による保証」という）を表明する会計士業務の一形態。アメリカの監査基準や国際監査基準においては、四半期財務情報を含む中間財務情報（interim financial information）に対する会計士等の関与形態として既に定着していた用語であるが、わが国においては（その概念自体は従前より認識されていたが）平成20年度より制度化された四半期財務諸表に対する会計士等の関与形態として導入された。

わが国に制度化されるに先んじて、東京証券取引所（東証）が平成11年11月のマザーズ市場の開設当初より、マザーズ上場会社に対して第1四半期と第3四半期に係わる「四半期業績の概況」の開示を義務づけた。その後、四半期決算の導入は東証以外の取引所にも広まり、四半期決算の実務は、証券取引所という民間の存在における自主ルールとして定着・浸透してきた。このような経緯を受け、金融商品取引法では、平成20年4月1日以降開始する事業年度より、上場会社等に対して四半期報告書の提出が義務づけられ、四半期開示制度に関する関係法令の整備、また平成19年3月には企業会計基準委員会より企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」、および企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」が公表され、四半期報告制度の開示面が整備された。一方で、企業会計審議会は、平成19年3月に「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」を、また日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会は同年10月に、監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」をそれぞれ公表し、四半期報告制度に対する保証の枠組みが整備された。

試査（しさ）

監査人は監査手続の実施に際して、原則として試査によって十分な監査証拠を入手する。試査とは、監査人が母集団からその一部の項目を抽出して監査手続を実施する場合をいう。ちなみに、母集団からそのすべての項目を抽出する場合を「精査」という。試査には、2つの方法がある。１つは、一部の項目に対して監査手続を実施した結果をもって、母集団全体の一定の特性を評価する目的を持つ試査である。これを「サンプリングによる試査」という。もう1つは、母集団全体の特性を評価する目的を持たない試査である。これを「特定項目抽出による試査」という。

サンプリングによる試査においては、監査人は、母集団からその一部の項目を

サンプルとして抽出し、それに対して実施した監査手続の結果から母集団全体の一定の特性を推定するという手続により当該母集団に関する結論を形成する。例えば、ある勘定残高の監査において、サンプルに対する監査手続の実施結果から発見された誤謬の金額は、一定の条件の下に母集団全体の誤謬金額の推定のために利用されなければならない。

特定項目抽出による試査を適用する場合には、監査人は、取引記録及び財務諸表項目の監査において、母集団に含まれる特定の項目、例えば、金額の重要な項目、潜在的に誤謬を含む危険性の高い項目、誤謬が存在するとすればその影響の大きい項目などを抽出して、これに対して監査手続を実施する。また、ある内部統制手続が実際に運用されているかどうかを確かめるために、監査人はその判断によって特定の項目を抽出し、内部統制の検証手続を実施することもある。このような特定項目抽出による試査は、サンプリングによる試査には該当せず、したがって、特定項目に対して実施した監査手続の結果から母集団全体にわたる一定の特性を推定することは予定されていないし、また、このような推定をしてはならない。

二重責任の原則（にじゅうせきにんのげんそく）

財務諸表に対する経営者の責任と，監査人の責任とを区別することを「二重責任の原則」という。

経営者は、企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべて重要な点において適正に表示する財務諸表を作成する責任を有している。この責任には、経営者が、企業の事業内容及び企業内外の経営環境の重要な変化を適時に認識し、必要な検討を行った上で、会計事象や取引の実態を適切に反映する企業会計の基準を会計方針として選択し適用すること、また、財務諸表の利用者の判断を誤らせないよう必要な財務情報を開示することを含んでいる。

また監査人は、経営者の作成した財務諸表が企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した十分かつ適正な監査証拠に基づいて得た合理的な基礎から形成した意見を表明する責任を有している。

リスク・アプローチ（Risk Approach）

すべての項目に対して総括的に監査を行うのではなく、経済環境、会社の特性などを勘案して、財務諸表の重要な虚偽記載に繋がるリスクのある項目に対して重点的に監査の人員や時間を充てることによって、監査を効果的かつ効率的なものとすることができる監査の実施方法のこと。

リスク・アプローチに基づく監査では，最終的な監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために，まず重要な虚偽表示のリスクを評価したうえで，監査手続によっても重要な虚偽の表示を見逃してしまう発見リスクの程度を設定する。つまり、重要な虚偽表示のリスクが高いものについては、発見リスクを低く抑える

必要があるため、監査を実施する際に投入する人員や時間を増やしたり、監査手続を増やすなどの措置を講じる必要があることを意味する。逆に重要な虚偽表示のリスクが低いものについては、発見リスクをそれほど低く抑える必要がないため、その分、人員や時間を重要な虚偽表示のリスクの高いものに配分することができ、効果的かつ効率的に監査を実施することができる。

監査リスク（AR）のモデルは、「重要な虚偽表示のリスク」（MMR）と発見リスク（DR）を掛け合わせ、以下のように示される。

$$AR\text{（監査リスク）}=MMR\text{（重要な虚偽表示のリスク）}\times DR\text{（発見リスク）}$$

たとえば監査リスクを0.05（5%）という水準に設定する場合、重要な虚偽表示のリスクが0.2と低めに評価されたならば、発見リスクは、

$$DR\text{（発見リスク）}=\frac{AR\text{（監査リスク）}}{MMR\text{（重要な虚偽表示のリスク）}}$$

で計算できることから、0.05÷0.2=0.25となる。この場合、監査手続によって重要な虚偽表示のリスクを75%ほど捉えることができれば十分であることを意味する。もしも重要な虚偽表示のリスクが0.5と高く評価された場合は、発見リスクは0.1と算出されるため、重要な虚偽表示を90%捉えられるだけの監査手続を実施しなければならないことになる。

ゴーイング・コンサーン注記の開示

（Going Concernちゅうきのかいじ）

監査人は、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提に重要な不確実性が認められる場合、たとえば連続して赤字を計上したり債務超過に陥っていたりする場合であっても、継続企業に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して、無限定適正意見を表明することがある。ただしこの場合は、監査基準の「報告基準・継続企業の前提」に基づいて、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記し、投資家に注意を喚起しなければならない。

ゴーイング・コンサーン注記が開示されるようになった背景には、社会の監査に対する期待と、監査人が実際に行う監査の内容にギャップがあることが原因である。これを「期待ギャップ」という。期待ギャップのうち最大のものは、監査の目的についてである。社会は、監査の主たる目的を不正の摘発にあると誤解していることが多い。しかし会計士監査の主たる目的は、企業が作成する財務諸表が会計の基準に準拠して正しく表示され、なおかつ重要な虚偽の記載がされていないということについて保証しているにすぎない。

仮に財務諸表が正しく作成されており、監査人が適正意見を表明していたとしても、連続して赤字を出し続ければ企業は倒産することも十分にありうる。

そのような継続企業の前提に重要な不確実性が認められる場合は、会計士はゴーイング・コンサーン情報を注記として開示し、投資家に警告を発することによって、このような期待ギャップを埋めようとしているのである。